

可視化の現在 立会いの未来

「開示証拠の謄写に700万円かかる」 日本の法制は妥当か(上)

— 刑事記録の入手に関する費用負担についての諸外国への照会調査を踏まえて —

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 委員 山本了宣

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部では従前より、取調べDVDの謄写料金が異常に高額(2018年当時最大2500円)であり、弁護活動の妨げとなっていることに問題意識を持ってきた。

同本部においては、この問題を、「刑事記録の謄写等のために、被告人が費用負担をしなければならないことはそもそも妥当か」という形で捉え直し、この観点から、海外における法令・運用の調査を把握すべく、大阪弁護士会と友好協定のある海外の弁護士会に照会をおこなうなどの方法で調査を実施した。本記事はその結果を集約すると共に、現状の問題点を改めて整理して報告するものである。

◆「謄写費用700万円」

報告者の山本は、**開示証拠や訴訟記録の謄写に総額700万円以上**を要したという事件をかつて経験した。

超長期の裁判員裁判で、記録の量が尋常でなく、点数にして1万5000点超、枚数は15万枚を超えるものとなっていた。

あるとき、「この事件の謄写費用は一体いくらかかったのだろう」ということが疑問になって調べたところ、おおむね700万円の謄写費用を支払っていたことが分かった。

皆さんは以下のような経験はないだろうか。

- 私選弁護の依頼人に、弁護報酬だけでなく、「謄写費用がかかる」ことを説明している。要はコピー代であり、ときにそれが何万、何十万にもなるが、負担をお願いせざるを得ない。
- 国選事件では、謄写費用を立て替える。何万円、何十万円もの資金を私的に準備する。
- あまりに高額な謄写費用がかかるので、記録の全部の謄写はできない。大事そうなところだけ謄写する。取調べDVDは高すぎるので謄写しなかったことがある。検討漏れに不安は残る。

- 写真は全てモノクロで謄写する。色が分からず、重要な部分がよく見えない。最悪の場合、尋問中に検察官が予想外の発問をしたことで、検討漏れに気づいた。

こうした事態は、全て、「刑事記録を入手するために費用がかかる」という一事から生じている。そしてそれは最終的に弁護活動・防御活動を阻害しているのである。

そもそも「刑事記録の入手に費用がかかる」ことは妥当なのだろうか。刑事記録の入手に経済的負担を課すような法制は、防御活動を阻害する法制だとは言えないか。本当は無償で全ての記録を入手できるのが原則なのではないだろうか。

冒頭の囲みで記載したように、取調べの可視化・弁護士立会大阪本部では、取調べの録音録画媒体の謄写費用が異常に高額であり、弁護活動を妨げていることに問題意識を持ってきた。

取調べの録音録画媒体の入手に過度な負担が要求される問題の改革についても、上記のような視点から捉えることで、より有益な活動につなげうる。このような問題意識のもと、同本部における取組の1つとして、海外における刑事記録入手に関する費用負担について、

国際委員会に尽力いただき、大阪弁護士会と友好協定を結んでいる海外の弁護士会に文書照会をする方法で調査を実施することとなった。

このたびその調査結果がある程度集約できたため、本稿においてその結果の報告及び関連する考察をおこなうこととなったものである。

◆ 調査の概要

大阪弁護士会が友好協定を結んでいる弁護士会に対して、大阪弁護士会名義で照会書を送付し、刑事記録の謄写費用に関連する事項について回答を得た。また、一部については、委員の知人に個人的に依頼して、同様の質問事項を提供し、回答を得たものもある。

1 質問事項(要旨)

- 検察官から被告人に対する証拠開示や、各種資料等の刑事記録を提供する手続の概要。
- 前記における費用を誰が負担するか。またこれに関する法制はあるか。
- 刑事記録の複製を作成するために電子媒体が利用されるか。
- 裁判所からの刑事記録の入手に関して前記各事項と同旨。

2 回答国または回答弁護士会

- 深圳市律師協会(弁護士会からの照会)
- ソウル地方弁護士会(弁護士会からの照会)
- シンガポール弁護士会(弁護士会からの照会)
- カリフォルニア州弁護士協会(弁護士会からの照会)
- 香港律師会(弁護士会からの照会)
- イギリス(委員知人への依頼)
- 台湾(委員知人への依頼)

3 回答時期

それぞれ2019年11月から2020年2月

4 費用負担に関する結論

前記7法域のうち、韓国以外は、私選を含め、運用または法令により、原則的に無償で刑事記録の写

しを入手できる(または容易に選びうる手続の中に無償のものが含まれる)。

以下、各国の回答を紹介する。以降の記述は基本的に今回の調査で得られた回答内容の要約である。現段階において、個別的な法令調査や事例調査にまでは踏み込んでいないため、他国の情報に関する正確性には限界がある。本稿の利用にあたってはその点ご注意願いたい。

◆ 各国の回答

1 カリフォルニア州弁護士協会【無償】

【結論】

- 弁護側は多くの場合、刑事記録を無償で入手できる
- 検察官が、メールなどでPDFなどの電子データを交付する

【証拠開示の手続、費用負担、電子データの利用状況】

起訴時に一定範囲の証拠が、弁護人に提供される。起訴後には、新たに入手した証拠などが順次追加で提供される。

起訴時の開示については、開示者が、開示者の負担で、相手方に証拠の写しを提供する。起訴後の開示については、国選弁護の場合には費用がかからないが、私選弁護の場合にはかかることもある[may be at a cost to privately retained defense counsel]。起訴時、起訴後のいずれについても、検察官が弁護人に証拠を提供するのが一般的であり、検察庁は複製を作るための年度予算を持っている^{※1}。

起訴時の証拠開示については紙媒体だが、以後の証拠開示は電子データでおこなわれる。捜査書類[investigative reports]はスキャンされ、PDFファイルでメールされる。

費用負担無く刑事記録を入手できることは、アメリカ合衆国憲法修正6条における効果的な弁護を受けるための付随的な便宜[ancillary services]の問題となる。

2 台湾【無償】

【結論】

- 弁護側は刑事記録を無償で入手できる

※1 多くの場合には私選でも無償の証拠提供があるため、費用はかかっていないという趣旨と思われた。

- 裁判所が弁護人の持参したUSBメモリ等に全ての記録のPDFデータを入れる

【証拠開示の手続、費用負担、電子データの利用状況】

起訴時に一件記録が検察官から裁判所に送致される（職権型の手続）。

弁護人は裁判所にある一件記録を全て謄写できる。弁護人が裁判所にUSBメモリその他のストレージを持参すると、裁判所がそのストレージに一件記録の全ての電子データを入れる。

裁判所規則が、明文で、ストレージを持参した場合にはコピー費用を徴収しないと規定している（法院辦理民事及行政訴訟事件複製電子卷證費用徵收標準4条2項）。

なお、ストレージ持参以外の場合には一定の費用がかかる。

台湾においては人権というよりも、事務の合理化という感覚が強いと感じる（回答者所感）。

3 ソウル地方弁護士会【有償】

【結論】

- 国選事件を除いて、弁護側（被告人）はコピー費用を負担する。
- 検察官の指定する日時・場所で、弁護人又は使用人が記録を閲覧謄写する。

【証拠開示の手続、費用負担、電子データの利用状況】

起訴前・勾留請求時には告訴・告発状、被疑者の陳述を記載した書類など、一部の書面を閲覧できる。

起訴後は、公訴事実の認定または量刑に影響を及ぼすことのできる書類等の閲覧・謄写ができる。

閲覧謄写にあたっては、検察官の指定する日時・場所で、弁護人又は使用人が記録の閲覧謄写をおこなない、そのコピー費用は弁護人・被告人が負担する。原本が紙である場合、謄写も紙媒体でおこなう。国選弁護の場合には、実費の補填がある。

4 深圳市律師協會【無償】

【結論】

- 弁護側は刑事記録を無償で入手できる
- 検察官が弁護人に、記録の入ったCDRを交付する

【証拠開示の手続、費用負担、電子データの利用状況】

警察から検察に事件が送致されたあと、弁護人は検察庁で記録を見ることができる〔read the case file〕。

起訴後の証拠開示において、検察官は弁護人に対して、ディスクに記録〔all case files〕を入れて交付する。このため、証拠の謄写費用は不要となっている〔nobody will pay for making duplicates〕。

これは近年の改善であり、数年前までは弁護人はコピー機の前に立ってコピーを作らねばならず、コピー費用もかかっていた。

前記運用変更に関する規則や文書上の根拠を回答者は把握していない。

◆本稿の簡単なまとめ

本稿では刑事記録の入手にかかる費用負担について基本的な問題提起をおこなうと共に、前記4法域の法制または運用を紹介した。韓国は日本と大差の無い状況であるが、それ以外の国については、無償で記録を入手する途が原則的に開かれていると言えるだろう。

1点注目すべきなのは、電子データの活用である。弁護側による刑事記録の入手には、人間のおこなう実作業として、「検察庁や裁判所の保有する記録文書の複製を作る作業」が発生する。ここで、紙媒体で複製を作るとなれば、「その紙媒体の実費は被告人の負担だ」という発想になるかもしれない。逆に、電子データで複製を作るのであれば、「複製を作るのに実費はかからない。ならば被告人の負担もゼロにしよう」となりやすい。

台湾の規則は、弁護人がストレージを持参するなら無償で記録を交付するというものであり、まさに「実費負担」の発想であろう。深圳も、CDRの交付を契機に、費用が全くかからなくなった。これも「実費負担」の次元で物事が動いている。刑事記録入手の費用負担について考える際に、電子化の問題を避けて通ることはできないだろう。

今回は残りの法域についての紹介をおこなうと共に、日本の現在の法制及び運用に関する問題点・改善策を考察したい。